

誓約事項

1. 事業者・加盟店登録要件

本事業に参加できる事業者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 愛媛県内の店舗であること。
- (2) 本事業の利用期間を通して取扱店舗として参加できること（ただし、定休日は除く）。
- (3) Go To Eat キャンペーン愛媛事務局（以下、事務局という）が求めた場合に確定申告の写し等の営業の実態を確認できる書面を提出できること。
- (4) 国または地方公共団体が所管する補助金交付等の停止及び契約にかかる指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 関連諸法令に違反し、若しくはそのおそれがなく、また、第三者からこれらの指摘を受けていないこと。
- (6) 提出した申請や報告の情報が、事前告知を行わず、事務局から公表される場合（統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む）があることに同意できること。
- (7) 法令や同意した規定等を遵守していない取引が混在する業者でないこと。
- (8) 「3. Go To Eat キャンペーン事業の対象とならない取引」がある場合、Go To Eat キャンペーン事業の対象となる取引と分けて決済できること。
- (9) 事務局が求めた場合には、要件を満たしていることを証明できる証憑を提出できること。
- (10) 本事業に関する内容等について、事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。
- (11) 事業実施期間に限って、事業内容を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、事業内容等を変更していると認められた場合は、申請時点にさかのぼって本事業の登録の対象外とする。

2. 登録対象外事業者

以下の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- (1) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (3) (別紙3)の「Go To Eat キャンペーン事業の対象とならない取引」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗

- (4) 国税及び地方税に未納があるもの（ただし、徴収猶予の特例に係るものを除く。）
- (5) その他事務局が適当でないと認めるもの。

3. Go To Eat キャンペーン事業の対象とならない取引

- (1) 飲食料品以外の商品への支払い
- (2) 「持ち帰り弁当」、「宅配ピザ」等の「持ち帰り・配達飲食サービス」業における商品。但し、加盟店が自ら行うテイクアウト・デリバリー商品は本事業の対象とする。
- (3) 自社商品への支払い
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、質入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 「Go To Eat キャンペーン愛媛 プレミアム付えひめの飲食券」（以下、飲食券という）の交換又は売買
- (10) キャンセルにより存在しなくなった取引に対する支払い
- (11) その他本事業の目的・趣旨から適切でないと事務局が判断するものに対する支払い

4. 事業登録加盟店の遵守事項

- (1) 加盟店において、飲食券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識するよう明示すること。
- (2) 不当な取引の防止を適切に行うこと。
- (3) 加盟店に帰責する不当な取引によって、事務局に損害が生じた際に、その帰責の程度に応じて損害額に相当する金額を事務局に支払うこと。
- (4) 飲食券の利用可能店舗であることが明確になるよう、加盟店である旨を事務局が定めた方法に従い利用者がわかりやすい場所に掲示すること。なお、掲示期間は、掲示物が交付された日から事業の終了または登録取り消しまでとする。
- (5) 本事業の対象となる事業者の要件に該当しなくなった場合、速やかに事務局に連絡を行うこと。なお、事業者の要件に該当しなくなったことが明らかになった時点より、加盟店登録を取り消される。また、不当な目的でサービスを利用しようとするなどその他事務局が適当でないと判断する場合は加盟店登録を取り消される。

- (6) 利用される飲食券について受け取って問題がないかの確認をすること。なお、「COPY」の文字が浮き出ている、色合いが「見本券」と明らかに違うなど、偽造された飲食券と判別できる場合は、飲食券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、またその旨を事務局にも報告すること。確認用として配付する飲食券「見本券」は店舗内で取り扱う全ての者に周知すること。
- (7) 飲食券を受け取った時は、再流通を防止するため、飲食券裏面に店舗名等を押印又は記入することとし、既に押印等があるものは、受取を拒否すること。
- (8) 登録された店舗名と飲食券裏面の店舗が異なると換金できない場合があるので注意すること。
- (9) 換金の際に本券から切り離れた半券は加盟店で保管すること。
- (10) 飲食券の交換及び売買は行わないこと。利用期間中における飲食料品の売買、サービスの提供の取引に利用された飲食券のみ換金可能とする。

5. その他同意事項

(転売・譲渡・換金・預け入れの禁止)

第1条

飲食券を転売・譲渡・現金への換金、質入れ及び金融機関への預け入れをしてはならない。

(飲食券の利用)

第2条

飲食券は、額面金額以上の支払いにのみ利用できる。

2 飲食券で決済された場合は、釣銭を出してはならない。

(盗難・紛失等)

第3条

飲食券の盗難・紛失、滅失、破損又は偽造、模造等に対しては、事務局は責を負わない。

(飲食券の利用期間)

第4条

飲食券は記載された利用期間内に限り利用可能とする。なお、期限を過ぎた利用は無効とする。

(画像の利用)

第5条

加盟店は、事務局が加盟店を紹介するためにウェブサイトやSNSに掲載する画像について、加盟店の公式サイト・公式SNSより取得し、利用することに同意しなければならない。

(加盟店情報の第三者提供)

第6条

加盟店は、「7. 個人情報の取り扱いについて【1】個人情報の利用目的」に定める場合に限り、事務局が加盟店情報を第三者に提供することについて同意することとする。

(精算)

第7条

本事業にかかる精算については、事務局が行う。毎月15日と月末日（換金申請郵便物の事務局到着分）を締日とし、15日到着分を当月末日に、月末日到着分を翌月15日に加盟申請時に登録された口座へ入金する。（15日が銀行休業日の場合は翌営業日、末日が銀行休業日の場合は前営業日の対応とする。）

(換金)

第8条

別途配付する「参加マニュアル」にある手順に従い換金の申請を行うこととする。なお、申請手段は郵送のみとし、事務局が換金のため飲食券を直接回収することはない。

(紛争等)

第9条

加盟店と利用者との間で本事業に関して紛争等が発生した場合は、加盟店と利用者間で解決するものとする。

(解約)

第10条

キャンペーン期間中に加盟店登録を取り消す場合は、事務局へ連絡の後、指示に従い解約書類を事務局へ提出する。

(規定等の変更)

第11条

ホームページ等で告知することにより、事務局が本事業の詳細について変更することができる。

6. 宣誓書

第1条

(定義)

本宣誓書において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本事業」とは、令和2年度農林水産関係補正予算に盛り込まれた「Go To Eat キャンペーン事業」をいう。
- (2) 「不当な取引」とは、次の各号に掲げる取引をいう。
- ア 他人の飲食券を用いて決済をした結果として、自己又は第三者が本事業による利益を享受すること。
 - イ 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。
 - ウ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による利益の享受を受けることのみを目的として、飲食券による決済を行い、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。
 - エ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。
 - オ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。
 - カ 本事業の対象でない事業者が対象であると申告することで、第三者に本事業における利益を享受させること。
 - キ その他事務局が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引。
- (3) 「加盟店」とは、当該飲食券により飲食料品を販売する事業者のうち、本事業に参加する事業者をいう。
- (4) 「Go To Eat キャンペーン愛媛 プレミアム付えひめの飲食券」とは、本事業に伴い、事務局が発行する飲食券をいう。

(宣誓事項)

- 第2条 本事業に参加を申込み加盟店は、次の各号に掲げる事項について異存がなく誠実に遵守することを宣誓する。
- (1) 本事業の趣旨を十分理解し、不当な取引の防止を適切に行うこと。また、加盟店で従事する者に対しても宣誓書の定義・宣誓事項・確認事項を確実に周知・指導し、不当な取引を防止するために適切な対策を講じること。
- (2) 事務局が不当な取引であることが疑われるものを検知した場合において、事務局が行う次の各号に掲げる調査を行うことに同意し、協力すること。
- ア 不当な取引を行ったことが疑われる加盟店について本申請などを通じて事務局が取得した情報その他の関連情報の調査
 - イ 不当な取引を行ったことが疑われる加盟店についての過去の問合せ等の履歴の調査
 - ウ 不当な取引を行ったことが疑われる加盟店に対するメール、電話等による調査又は訪問調査

- (3) 第1条(2)に定める不当な取引を行った場合には、次の各号に掲げる不当な取引を行った者を特定するために必要な情報を本事業の委託先等との間で共有することについて異存がないこと。
- ア 社名(個人事業主にあつては事業主名)
 - イ 代表者名
 - ウ 代表者生年月日
 - エ 設立年月日
 - オ 当該社及び不当な取引が行われた店舗の電話番号
 - カ 当該社及び不当な取引が行われた店舗の所在地
 - キ 不当な取引を行った事実
 - ク 振込先銀行口座番号
- (4) 本事業による還元の対象となる取引においてキャンセルや返品が発生した場合に、事務局の指示に従い、その旨を適切に処理すること。

(確認事項)

第3条 本事業に参加を申込み加盟店は、申込者について次の各号に掲げる事項を満たすことを確認したことを宣誓する。

- (1) 別途記載の Go To Eat キャンペーン参加飲食店同意書に従うこと。
- (2) 別途記載の事業者・加盟店登録要件を満たすこと。
- (3) 別途記載の登録の対象外となる事業者に該当しないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者に該当しないこと。
- (5) 別途記載の Go To Eat キャンペーン事業の対象とならない取引に該当しないこと。
- (6) 別途記載の事業登録加盟店の遵守事項に従うこと。
- (7) 別途記載のその他同意事項に従うこと。

7. 個人情報の取り扱いについて

事務局は、Go To Eat キャンペーン事業で提供するサービス(以下、「サービス」といいます。)における、個人情報の取扱いについて以下のとおり個人情報保護方針を定めます。

【1】 個人情報の利用目的

1. Go To Eat キャンペーン事業でお預かりする個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- (1) サービスの提供・運営のため
 - (2) 利用者からのお問い合わせに回答するため
 - (3) 誓約書に違反、または不当な目的でサービスを利用しようとする加盟店を特定し、事業の登録対象外とするため

- (4) 加盟店への飲食券の換金支払いのため
- (5) 上記の利用目的に付随する目的
- (6) 商工会・商工会議所からの各種案内のため
- (7) Go To トラベル事務局との連携のため

2. (取得する内容)

事務局は、加盟店が登録をする際に氏名、住所、電話番号、メールアドレス、銀行口座番号等の個人情報取得いたします。

3. (取得する方法)

WEBサイト、Eメール、または郵送、FAX等で取得いたします。

【2】個人情報の管理

お預かりした個人情報は、個人情報保護方針に則り、適切に管理いたします。

【3】個人情報の第三者提供

本利用目的に定める場合を除き、事務局はお預かりした個人情報を本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

【4】個人情報取扱業務の委託

事務局はお預かりした個人情報取扱業務の一部または全部を外部委託することがあります。なおその場合は、事務局と同等またはそれ以上の管理水準に達していると判断した委託先に限り、利用目的の範囲内でのみ委託いたします。

【5】個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等

事務局がお預かりした個人情報に対して、利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者提供の停止等の依頼があった場合は速やかに対応いたします。なお、不明な点につきましては以下の問い合わせ先へ連絡いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

Go To Eat キャンペーン愛媛事務局

T E L : 089-945-3221 (加盟店様向け)

e-mail : support@goto-eat-ehime.com
